

政令第 号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条後段を削る。

第十九条第二項中「第二十五条の十六第二項ただし書」を「第二十五条の十九第二項ただし書」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

第二十六条第一項中「第二十五条の二十二」を「第二十五条の二十四」に改める。

第二十六条の二中「第十七条後段」を「法第二十五条の十五第二項」に改める。

附 則

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

理由

建築士法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるからである。